

あした、輝け！

〒273-0112
千葉県鎌ケ谷市東中沢 2-19-88
TEL/FAX 047-445-5260
http://www.t-matsuzawa.net
鎌ケ谷市議会議員 松沢たけひと

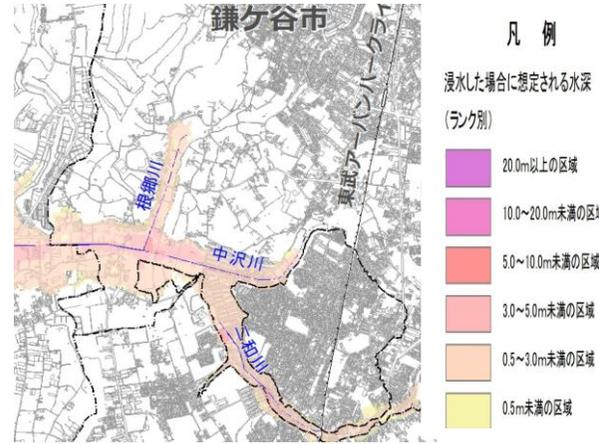
【活動報告】
発行 第47号
MT SOCIETY
EVERY ONE NEWS

令和2年度6月会議

○議案第6号 鎌ケ谷市一般会計補正予算

洪水ハザードマップ作製事業 約900万円
算出根拠 国庫支出金 450万円
鎌ケ谷市の負担 450万円

千葉県が最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を指定したことに伴い、令和3年度に洪水ハザードマップの印刷し、令和3年以降に自治会回覧の全戸配布等で配布するため、作成委託をするもの。(印刷費は別途かかる予定)



出典 千葉県利根川水系真間川洪水浸水想定区域図

○議案第8号 防災行政無線同報系整備工事 請負契約の締結について

防災行政無線のデジタル化への切り替えを実施しようとするもの
契約金額 約3億8070万円 (落札率92%)
契約会社 NEC ネットエスアイ株式会社

松沢の視点

最終的に4社が最低制限価格での応札となり、抽選(くじ引き)による事業者選定であった。本市が入札前に最低制限価格を公表しているのは、事前に価格を探ろうとする不正な動きから職員を守る目的もある。しかしながら、事前公表により、最低制限価格での応札する業者が多くなれば、結果として、抽選で落札者を決めざるを得なくなる。抽選という運だけでなく、施工能力や技術力を含め、公平で公正な競争環境を構築するべく、公募型プロポーザル方式や最低制限価格の事後公表も検討する余地があるのではないかと。

松沢 聞こえづらい放送が改善されるのか。

A 屋外拡声子局の増設は行わないが、スピーカーの向きや音量調整し、さらに音声伝達の再設計を行い、一部の屋外拡声子局ではより高性能なスピーカーに変更するため、より聞きやすい音声合成での放送が可能となる。

建築物の防音性が向上していることもあり、効果の検証については困難なケースもある。さらに、防災行政無線のデジタル化までには2年程のかかるため、現状の防災行政無線の放送が確認できない場合は電話で確認ください。

電話：0800-800-2760 (無料)

また、防災行政無線の放送と同様の内容をあらかじめ登録した携帯電話やパソコンで確認することができるかまがや安心eメールも活用ください。

仮登録用アドレス kama.bousai@mpme.jp

域内経済をより循環 市内のお店をご利用ください

地域におけるお金の循環について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛は地域経済に相当な影響を及ぼしており、地域の経済活動を支えていくためには、いかに地域内でお

入ったお金の40%が地域に残る場合

1巡目	10000円	→4000円
2巡目	4000円	→1600円
3巡目	1600円	→640円
4巡目	640円	→256円
5巡目~

最終的には約16700円が循環する



入ったお金の80%が地域に残る場合

1巡目	10000円	→8000円
2巡目	8000円	→6400円
3巡目	6400円	→5100円
4巡目	5100円	→4100円
5巡目~

最終的には約50000円が循環する

を循環させるのが重要なテーマである。同じ10000円を使う場合でも、域内で使う割合が40%の場合は、約16700円。80%場合は、約50000円と3倍もの差が生じる。



第一弾の鎌ケ谷市商工会 鎌ケ谷市役所駐車場
商店会連合会サマーセール で開催される朝市

松沢の視点

市内での消費を喚起することは域内経済を下支えることだけでなく、後の市の財政にも影響を与える。市内で経済活動している事業者を下支えるのは一人ひとりの消費行動である。プレミアム商品券事業やスクラッチカード事業等、行政は団体が考える地域経済の持続的な発展に繋がる施策展開を支える必要がある。



松沢たけひと プロフィール

昭和50年 鎌ケ谷市で誕生
昭和57年 みちる幼稚園卒園
昭和63年 中部小学校卒業
平成3年 第四中学校卒業
平成6年 白井高等学校卒業
平成10年 中央学院大学法学部卒業

平成19年 鎌ケ谷市議会議員 初当選
平成23年 鎌ケ谷市議会議員 2期目
平成27年 鎌ケ谷市議会議員 3期目
平成31年 鎌ケ谷市議会議員 4期目
令和元年 明治大学公共政策大学院
ガバナンス研究科卒業 (公共政策修士)

顔と顔が見える活動をモットーに活動してまいりましたが、新型コロナウイルスの影響により、接触を極力控えることが感染拡大を防ぐと考えます。ご意見・ご提案等ございましたら、電話やFAX、メールやハガキにて皆さんの声を聴かせてください。まちづくりの参考にさせていただきます。

鎌ケ谷市議会 輝け かまがや 代表 松沢たけひと

事務所 鎌ケ谷市東中沢 2-19-88 TEL/FAX 047-445-5260

Q 住居確保給付金について

A 住居確保給付金は、離職、または自営業の廃止、都合によらない就業等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給し、また就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度。

鎌ヶ谷市の基準額

世帯人数	家賃（上限）	収入基準額
1人	41000円	122000円
2人	49000円	172000円
3人	53000円	210000円
4人	53000円	247000円
5人	53000円	285000円

※住居確保給付金は生活保護との併給は認められない。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、年齢要件の撤廃や、やむを得ない休業等により収入が減少、離職などと同程度にある方も要件に加わるなど、対象範囲が広がった。

松沢の視点

住宅確保給付金は原則3ヶ月の支給であるが、一定条件の下、最大9ヶ月受給可能である。住宅確保給付金は、新型コロナウイルスの影響で収入が激減、生活の基盤である住居を失う可能性がある市民を一時的に救済することが可能な制度である。窓口の相談体制の充実とともに、制度の周知徹底が重要と考える。

Q 生活福祉資金について

主に休業された方向け（緊急小口資金） 赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者
 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
 ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額
20万円以内
※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 イ 世帯員に要介護者がいるとき
 ウ 世帯員が4人以上いるとき
 エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
 オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
 カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間
1年以内
※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限
2年以内
※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人
無利子・不要

■申込先
 市区町村社会福祉協議会
 又は
 お住まいの都道府県内の労働金庫店舗

主に失業された方向け（総合支援資金）※ ※総合支援資金のうち、生活支援

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
 ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■据置期間
1年以内
※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限
10年以内

■貸付利子・保証人
無利子・不要
※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■貸付上限額
 ・（二人以上）月20万円以内
 ・（単身）月15万円以内
 貸付期間：原則3月以内

■申込先
 市区町村社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く低所得非世帯の償還を免除する

0 松沢の視点

生活福祉資金は個人事業主の方がいる場合や、外国籍の世帯でも、世帯員の就業形態や職種を問わず貸付の対象となる。経済活動が見通せない状況下、セーフティネットとしての役割があり、必要不可欠な制度である。

Q 資産がある場合の生活保護について

A 住居を所有していても生活保護の対象になるが、住んでいない家屋や土地は生活に不要な資産であるとして、売却して生活費に充てることを求め、生活保護受給後に売却した場合は支給した保護費の返還をしていただく対応となる。原則的に住みながら生活保護費を受給することは可能だが、処分価値が利用価値に比べ著しく大きいと認められる場合は処分の対象となる可能性があり、また住宅ローンの残債がある場合は、生活保護費で住宅ローンの返済ができないため、売却の対象となる。なお、住宅ローンの支払いを繰り延べしている場合や、返済期間も短期間であり、住宅ローンの支払い額が少額である場合には、保有を認める場合もある。

Q 就労の支援について

A 生活保護受給者等就労自立促進事業は、ハローワークと実施機関との連携により、本人合意の下、被保護者の就労支援を行うもので、支援期間は3か月を1支援とし、6か月まで延長することができ、期間終了後も再度活用することが可能な事業。

松沢の視点

住居を所有している場合は、資産の保有とみなされ、住居確保給付金の制度は受けられない。しかしながら、保護の急迫性のある場合には、住居を所有していても生活保護を受給することができる。最低限度の生活を営む権利を有することからも、様々な支援策や制度を伝える必要がある。

Q 市税の徴収猶予制度について

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の一定の期間において、給与や企業の収入が前年同時期と比較しておおむね20%以上減少し、一時に納付することが困難である納税者が対象。従来高額の猶予をする場合に必要だった担保の提供について、特例措置では担保を提供する必要がない。また猶予期間中の延滞金が免除される。対象となる市税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割など。

減措置は令和3年度課税分の限定である。令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少しているものは課税標準額が2分の1、また50%以上減少しているものは0となる。この措置は、令和3年1月31日までに商工会などの認定経営革新等支援機関の認定を受けて市に申告したものを適用する。

※生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充と適用期限の延長制度もある。

松沢の視点

中小事業者に対する固定資産税、都市計画税の減免制度はすでに開始されている。収入の減少により、税の支払いが困難な場合は徴収猶予の活用していただきたい。

Q 事業者に対する固定資産税、都市計画税の減免制度について

A 中小企業者などが所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽